

し尿処理施設管理運営委員会議事録

日 時：令和6年11月11日（月）

午後1時55分～2時30分

場 所：第1プラント

1. 開会
2. 管理者挨拶
3. 委員長および副委員長選出
4. 議 題
 - (1) 第1プラントの運営状況について
 - (2) その他

事 務 局： ただいまから令和6年度湖北広域行政事務センターし尿処理施設管理運営委員会を開催させていただきます。委員の皆様には公私ともに大変ご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。日頃は、第1プラントの管理運営をはじめ、当センターの業務各般にわたりご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。本日、司会をさせていただきます第1プラントの西田でございます。よろしく願いいたします。

先ほど申しあげましたけれども、本日欠席の委員様がおられます。資料の1ページ委員名簿をご覧くださいませでしょうか。本日1号委員の阪井様、山岡様、2号委員の鋒山様、3号委員の坂様の4名様が欠席でございます。本日ご出席は議員10名の皆様のうち6名様でございます。当管理運営委員会規則第4条第2項の規定により過半数のご出席をいただいておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申しあげます。それでは、開会にあたりまして、当センター管理者の松居より、ご挨拶を申しあげます。

管 理 者： 皆さん、こんにちは管理者の松居でございます。一言ご挨拶を申しあげます。本日は大変お忙しい中、し尿処理施設管理運営委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。とりわけ、地元の委員の皆様におかれましては、施設の運営にご理解とご協力を賜りまして、改めて深くお礼を申しあげます。ありがとうございます。

さて、当第1プラントにつきましては、地域の皆様のご理解のもと、今日まで約50年の長きにわたりこの地で運営をさせていただいております。施設につきましては、長年稼働をしておりますことから、少々老朽化ということがございますが、今日まで計画的なメンテ

ナンスや応急の修繕などをいたしまして、し尿、汚泥が適切に処理できるよう取り組んでまいりました。こうした日々の取り組みの結果につきましては、後ほど担当の方よりご説明を申しあげますが、水質検査でありますとか、悪臭測定において問題のないことを確認いたしております。現在当センターでは一般廃棄物処理施設の一極集中ということで、浅井地区木尾町の方でエコパーク湖北といたしまして一体的に整備を進めております。工事の方は順調に進んでおるところでございます、ここの第1プラントの後継になります汚泥再生処理センターにつきましては、来年の10月から正式に稼働、それまでに試験運転というのはございますが、10月から正式に運用予定でございますので、来年9月まではこの第1プラントにお世話になるということで、これまで通りにし尿や汚泥が適切に処理できるよう最後まで緊張感や責任を持って管理運営をしてまいります。本日はつきましては、令和5年度と令和6年度上半期を中心に内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。冒頭にあたりまして簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

事務局： 委員の皆様、事務局職員の氏名等につきましては、先ほどの名簿と2ページに座席表を記載いたしました。お座席の前のプレートと合わせてご確認いただきますようよろしくお願いいたします。次に会議次第第3委員長及び副委員長選出に移らせていただきます。令和6年4月1日に当管理運営委員会の委員改選があり、現在、委員長及び副委員長が空席となっております。規則第3条第1項の規定により委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定めるとあります。お諮りします。委員長、副委員長の選出は、どのようにさせていただいたら、よろしいでしょうか

委員： 事務局一任。

事務局： ありがとうございます。今、事務局一任のお声をいただきましたが、皆様、よろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

事務局： ありがとうございます。それでは事務局から選出させていただきます。前回の改選の際に互選にて、委員長には3号委員の長浜市市民生活部長様、副委員長には同じく3号委員の米原市市民部長様にご就任いただいておりますので、その流れを受けまして、委員長には3号委員の一居隆司様、副委員長には本日ご欠席でございますが、同じく3号委員の坂様にお願いいたしたいと存じます。規則第4条の規定に、委員長が当会議の議長を務めることとなっておりますので、委員長の一居様に本日の会議の議事進行をお願いしたいと思います。一居様には正面の議長席に移動をお願いします。一居委員長様からご挨拶をいただきたいと思います。

議 長： ただいま、ご指名をいただきました。長浜市市民生活部の一居でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。この委員会につきましては、し尿処理施設第1プラントの整備及び環境保全について審議、調査または建議することとなっております。委員の皆様のかったつなご意見と慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。また、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。それでは早速ではございますけれども、会議次第4の議題に入らせていただきます。(1) 第1プラントの運営状況について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは資料から4ページをご覧ください。上段の表はセンター管内における平成11年度から令和5年度までの年度別のし尿と浄化槽汚泥の収集実績で、下のグラフはこの表をグラフ化したものです。まず表の見方ですが、表の左側上からセンター管内の全体数を足して、長浜市、米原市の内訳と分かれております。その横に区分としてそれぞれのし尿と浄化槽汚泥、その合計と分かれており、その横の数字が年度ごとの収集量になっております。合計はし尿と浄化槽汚泥の量を足したものです。数字の単位はリットルになります。まず、し尿の方から説明します。表の平成11年度の欄を見ていただくと上段のセンター管内では、し尿は42,510,388リットルでしたが、平成12年度以降の数字を見ていただくと徐々に量が減っているのが分かります。昨年令和5年度を見ていただくと3,200,040リットルとなり、令和5年度は平成11年度と比べると10分の1以下にまで減少しております。実に令和5年度の収集量は平成11年度の約8%しかありません。下水道整備事業の普及や人口減少等の理由により毎年のように減少しているのが良く分かります。また、減少率

から見ますと平成26年度までは、年平均で10%以上の減少がありました。直近5年で見ますと減少率は平均約6%で落ち着いてきており、近年は下げ止まりの傾向にあります。しかしながら今後も人口の減少等の理由により収集量の減少が予測されます。次に浄化槽汚泥ですが、センター管内では平成11年度は29,326,820リットルでしたが、横の数字を見ていただくと多少の増減はありますが、平成13年度を境に徐々に減少し、昨年令和5年度では17,926,180リットルとなりました。平成11年度と比べると約3分の2の量に減少しています。また、平成23年度と令和4年度を見比べてみますと17,843,680リットルに対し、18,838,370リットルとほとんど変わらない状況がここ10年続いています。これは、農業集落排水施設の公共下水への接続事業が令和10年度まで計画されており、それに伴い農業集落排水施設が廃止され、施設の廃止に伴う最終清掃が毎年のように実施されていることによるもので、今後は施設の廃止が増え徐々に減少傾向に転じていくものと予測されます。また、し尿と浄化槽汚泥を合わせた合計で見比べますと昨年令和5年度は平成11年度に対し約29%で、全体では3分の1以上減少したことになります。次に表下のカラーの棒グラフの見方ですが、グラフの縦棒がし尿と浄化槽汚泥の合計量を表しており、し尿が青、浄化槽汚泥が赤を表しております。年々収集量が減少し、平成15年度を境にし尿と浄化槽汚泥の収集量が逆転し、平成11年度ではし尿の割合が約60%に対し浄化槽汚泥が約40%でありましたが、昨年度においてはし尿の割合が約15%に対し浄化槽汚泥が約85%となり、約20年の間で収集の形態が変わってきたことがよく分かります。以上で4ページの説明を終わります。

事務局： 次に5ページをご覧ください。ここでは令和5年度における当センターの構成市である長浜市と米原市の収集量割合と管内人口の比率を円グラフで表しております。左の円グラフは収集量の割合で長浜市は、令和5年度のセンター管内の合計収集量21,126,220リットルに対し、17,574,450リットルで、全体の83%になっております。また、米原市は3,551,770リットルで全体の17%になっております。令和4年度は、長浜市は82%に対し、米原市が18%でしたので年々割合が開いてきています。右の円グラフの管内人口の比率では、長浜市が75%に対し米原市が25%で昨年度と比率は変わっていませんが、人口比率から見ると長浜市の方が人口に対して収集量が多い結果となっております。

続いて6、7ページをご覧ください。この表は第1プラントにおける放流水の水質検査結果になっております。第1プラントではセン

ター管内より収集されたし尿及び浄化槽汚泥を施設内で薬品等を使い、関係法令等に基づき安全に処理を行い、放流水として最終的に琵琶湖に処理水を放流しております。そのため、第1プラントのようなし尿処理施設では、廃棄物処理法施行規則第4条の5第2項により毎月1回以上表の左にある水質検査項目の上からPH、SS、COD、BOD、T-N、T-P、大腸菌群数の水質検査を行うよう法律で定められております。また、その排水基準については、水質汚濁防止法第3条第3項により定められており、一番右の欄に滋賀県の条例で定められた基準が排水基準値になっております。6ページは令和4年度・令和5年度の下半期10月～3月の月ごとの検査結果、7ページは令和5年度・令和6年度の上半期4月～9月までの水質検査結果になります。まずは6ページをご覧ください。表の見方ですが、表の左側が水質検査の検査項目で、その横が各月における直近2年の検査結果です。いずれの結果も基準値をクリアしており問題ありませんでした。また、表における各月の数値にばらつきがありますが、このばらつきについては、放流水の採水時における水温等の違いによるものです。これらの検査結果から第1プラントにおける放流水の排出は適正に行っていることがわかります。なお、適正に処理された放流水については、施設より配管を通して直接琵琶湖に放流しております。ここでの説明は以上です。

事務局：

次に8ページをご覧ください。こちらは、悪臭測定の実績結果になります。例年、測定は焼却炉で行っていましたが、令和5年5月末を以って焼却設備を休止しましたので、令和5・6度は脱臭塔に変更して、実施しております。測定結果は、悪臭防止法の規制基準値を下回る数値であり、問題ありませんでした。また、ダイオキシン類・排ガス測定については、焼却設備休止に伴い実施しておりません。なお、この分析結果の計量証明書の写しについては、検査結果資料の11ページから14ページに掲載しておりますのでご確認ください。

また、施設の解体、跡地利用について説明をさせていただきます。新しく木尾町に整備いたします汚泥再生処理センターは、令和7年10月1日から運用開始予定です。木尾に移転しますと、第1プラントは、9月30日をもってし尿の受け入れを停止する予定です。それまでの間、安心・安全な運営につくましまして、万全を期していきたいと思っております。し尿などの受け入れを停止した後、施設内の汚泥などの処理、建屋の処理、土地の跡地利用について進めて参ります。現時点での報告をさせていただきます。以上、駆け足になりましたが、議題(1)、第1プラントの運営状況について説明を終わります。

議 長： はい、ありがとうございました。今ほど第1プラントの運営状況について、事務局からご説明いただきました。何かご質問、ご意見がございましたら、皆様、よろしくお願いいたします。

議 長： ご意見よろしいでしょうか。それでは特にご意見がないようでございますので、続きまして2番のその他でございます。2番のその他につきまして、事務局の方からお願いいたします。

事 務 局： その他につきまして、事務局からは特にございません。

議 長： それでは、委員の皆様から何かご意見等ございましたら、よろしくお願いします。

委 員： 広域の議員が管理運営委員会の場合で地元を煽るようなことは言わないでほしい。

県や長浜市に対し、第1プラントへ進入する車両を適切に入るよう、道路の拡張等を要望してつけさせたのは私だというのは知っていてほしい。

代々いろいろと直接地元の要望等を言ってきたが、引継ぎが行われていないので、しっかり引継ぎを行ってほしい。

委 員： 詳細は存じてませんが、今日聞いたことはご意見としてしっかり承らせてもらいます。

議 長： 他にご意見等よろしいでしょうか。

(意見なし)

先ほどいただいたご意見については、センターとして説明をよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして本日予定をさせていただきました議題については、全て終了というふうにさせていただきます。皆様のご協力により、円滑に進行することができました。ありがとうございました。それでは議事進行を終わらせていただきます。

事 務 局： 一居委員長様、誠にありがとうございました。本日委員の皆様方には当管理運営委員会にご出席いただき、また熱心にご審議を賜り、ありがとうございました。本日いただきました意見を施設の運営に生

かしていきたいと考えております。今後とも第1プラントの管理運営にご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。